

芦屋市立地区集会所の指定管理者を指定しました

芦屋市議会に議案を提出し、芦屋市立地区集会所の指定管理者が指定されました。

1 公の施設

名 称	所在地
打出集会所	芦屋市大東町17番3号
翠ヶ丘集会所	芦屋市翠ヶ丘町9番15号
竹園集会所	芦屋市竹園町5番6号
前田集会所	芦屋市前田町8番17号
朝日ヶ丘集会所	芦屋市朝日ヶ丘町30番9号
春日集会所	芦屋市春日町13番17号
潮見集会所	芦屋市潮見町7番1号
浜風集会所	芦屋市浜風町3番2号
奥池集会所	芦屋市奥池南町34番4号
西蔵集会所	芦屋市西蔵町11番16号
大原集会所	芦屋市大原町20番2号
茶屋集会所	芦屋市茶屋之町8番20号
三条集会所	芦屋市三条町8番3号

2 指定管理者

名 称 芦屋市地区集会所運営協議会連合会
所在地 芦屋市大原町20番2号
代表者 理事長 田中 隆

3 指定管理者指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者選定について

(1) 指定管理者を公募しない理由

地区集会所は、身近な地域活動の企画・実践の場として地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与する地域の拠点となっている。

地区集会所の運営は、地域が主体的に活動拠点を守り育て、活用することで地域活力の向上につながるものであり、一方で芦屋市地区集会所運営協議会連合会は、多様な地域の団体で構成され、地域に密着した管理運営を行っており、地域住民と連携しながら創意工夫によって世代を超えた地域コミュニティの活性化と施設の利用促進を図ってい

る。よって当該連合会を引き続き公募によらない指定管理者の候補者としたもの。

(2) 経過

令和5年12月1日	芦屋市立地区集会所指定管理者の指定について議案提出
令和5年12月6日	総務常任委員会において審議
令和5年12月22日	芦屋市議会本会議で可決
令和6年1月4日	指定管理者指定の告示（芦屋市告示第5号）

5 問合せ

芦屋市企画部市長公室市民参画・協働推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2007（直通）

FAX 0797-38-2004